

# 会 議 結 果 報 告 書

会議名	令和6年度大野中地区まちづくり会議(第4回全体会)		
開催日時	令和7年2月6日(木) 午後7時00分～午後8時40分		
開催場所	大野中公民館1階 大会議室		
出席者	委員	17人(別紙のとおり)	
	その他	0人	
	大野中まちづくりセンター	2人	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			

# 審 議 結 果

## 1. 開会

## 2. 会長あいさつ

森会長が欠席のため、田村副会長が挨拶をした。

## 3. 議 題

### (1) 委員の推薦について

令和7年度に委員の変更がある場合は、随時、別紙推薦書を提出いただくよう説明をした。

### (2) 令和7年度大野中地区まちづくり会議の日程について

別紙のとおり

### (3) 『令和7年度大野中地区まちづくりを考える懇談会』に係るテーマの検討について

テーマの決定は次回に持ち越しになった。なお、主な意見は次のとおり。

#### ○役員案1（学校と地域の連携・協働について）

・役員会では、具体的に何を市と話したいとしてこのテーマとしたか。コミュニティスクールについてか。（大久保委員）

⇒ふるさとまつりの際にこれまでの学校では使わせていただいていた拡大コピー機を今年度は使用させていただけなかった。学校間で地域対応に差があるように思ったことがきっかけであるが、その根底として、学校は地域に開かれた学校になるよう取り組んでいくものとして掲げているのに、コロナ禍での対応や教職員の働き方改革を経て、実態としては、昔と違って、反対の方向に進んでいるように感じることから、教育委員会の姿勢を問いたい、という思いである。（佐藤館長）

⇒このテーマで、そのまま市と懇談に臨んだとしても、有意義な回答は得られないのではないか。（大久保委員・古賀委員）

#### ○役員案2（防犯対策について）

・役員案1より、このテーマの方が身近で、間口も広いため、地域からも色々な意見が出てよいのではないか。（複数委員）

・まちづくり懇談会は、市との懇談のため、警察と話すような内容にならないようにしないといけない。（大久保委員）

- ・市の防犯カメラの補助制度が、個人が対象ではないのなら、そうしたことをお願いするものよいのでは。(玉利委員)

#### ○その他(自治会加入促進)

- ・加入促進に自治パスは使えると思ったが、割引を受けられるお店が増えないので、増やして欲しい。(川島委員)
- ・自治会加入を条例で義務化できないのか。(玉利委員)  
⇒自治会は任意団体であり、加入も脱退も本人の自由。そのため、義務化すると人権問題にもなってしまう恐れがあるのではないか。(大野中まちづくりセンター)
- ・一人暮らしの方が困るのは、相談相手がいないこと。自治会がパイプになって、市等の相談先に繋がれば、自治会加入のメリットもでてくるのでは。(小助川委員)

#### 4. その他

##### (1) 各団体の情報提供・情報交換について

意見なし。

##### (2) 旧東清掃事業所の跡地の活用(多目的広場の再整備、市営斎場の改修等)について(報告)

大野中まちづくりセンターが資料に沿って説明をした。

##### (3) 令和7年度地域活性化事業交付金の募集について(お知らせ)

大野中まちづくりセンターが資料に沿って説明をした。

#### 5. 閉会あいさつ(田村副会長)

以上

## 大野中地区まちづくり会議委員名簿

(まちづくり会議委員の役職：会長◎、副会長◇)

No	推薦団体名	役職等	氏名	備考
1	大野中地区自治会連合会	会長	◎森 逸雄	欠席
2	大野中地区商店会	代表	◇田村 小次郎	出席
3	大野中地区民生委員児童委員協議会	会長	◇堤 道子	出席
4	大野中地区老人クラブ連合会	代表	◇小林 太	欠席
5	大沼公民館	館長	◇佐藤 純	出席
6	大野中地区社会福祉協議会	会長	◇原口 和博	出席
7	大野中地区自治会連合会	副会長	細谷 剛	出席
8	大野中地区自治会連合会	副会長	川島 光子	出席
9	大野中地区自治会連合会	副会長	玉利 博	出席
10	大野中公民館	館長	大久保 宗俊	出席
11	大野台公民館	館長	高安 祥介	出席
12	大野中地区子ども会育成連絡協議会	代表	野口 裕光	出席
13	大野中地区防犯協会	代表	平野 大介	欠席
14	大野中地区交通安全母の会	代表	古賀 幸枝	出席
15	大野中地区連合自主防災隊	代表	高橋 健一	出席
16	相模原市消防団南方面隊第3分団	代表	西口 卓也	出席
17	大野中地区企業(大野台事業所協議会)	代表	末廣 誠司	欠席
18	大野中地区青少年指導委員	代表	山本 達郎	出席
19	大野中地区スポーツ推進委員	代表	金本 祥司	欠席
20	大野中地区小学校PTA	代表	簾 重美	出席
21	大野中地区中学校PTA	代表	村松 忠仁	欠席
22	大野中地区健康づくり普及員	代表	小助川 和夫	出席
23	大野中地区ボランティアグループ	代表	本田 清子	出席
24	大野中地区地域包括支援センター	代表	谷 梨絵	欠席

# 令和6年度 大野中地区まちづくり会議【第4回全体会】 次第

日時：令和7年2月6日（木）午後7時

場所：大野中公民館 大会議室

## 1. 開 会

## 2. 会長あいさつ

## 3. 議 題

### (1) 委員の推薦について

令和7年度に委員の変更がある場合は、随時、別紙推薦書をご提出ください。  
(変更なしの場合は、提出不要)

### (2) 令和7年度大野中地区まちづくり会議の日程について

### (3) 『令和7年度大野中地区まちづくりを考える懇談会』に係るテーマの検討について

## 4. その他

### (1) 各団体の情報提供・情報交換について

### (2) 旧東清掃事業所の跡地の活用（多目的広場の再整備、市営斎場の改修等）について（報告）

### (3) 令和7年度地域活性化事業交付金の募集について（お知らせ）

## 5. 閉会あいさつ

令和7年 月 日

大野中地区まちづくり会議  
会長 森 逸 雄 殿

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

大野中地区まちづくり会議委員の変更に伴う推薦書

次の者について、大野中地区まちづくり会議委員として推薦します。

団体名		団体役職	
ふりがな			
氏名			
住所	(〒      —      )		
連絡先	電話：		
	FAX：		
	メールアドレス：		

※ 変更する場合には、本推薦書を提出する前にご連絡ください。  
なお、推薦書の提出日及び委員の交代月などについて、ご相談させていただきます。

提出先	まちづくり会議事務局（大野中まちづくりセンター内） 永井 TEL：042-741-6695（団体専用） FAX：042-746-1835
-----	---

## 大野中地区まちづくり会議 委員輪番表

団体名	推薦基準	備考	R4~R5	R6~R7	R8~R9
大野中地区自治会連合会	会長	充職	○	○	○
大野中地区自治会連合会	副会長	充職	○	○	○
大野中地区自治会連合会	副会長	充職	○	○	○
大野中地区自治会連合会	副会長	充職	○	○	○
大野中公民館	館長	充職	○	○	○
大沼公民館	館長	充職	○	○	○
大野台公民館	館長	充職	○	○	○
大野中地区社会福祉協議会	会長	充職	○	○	○
大野中地区民生委員児童委員協議会	会長	充職	○	○	○
大野中地区子ども会育成連絡協議会	代表	推薦	○	○	○
大野中地区老人クラブ連合会	代表	推薦	○	○	○
大野中地区防犯協会	代表	推薦	○	○	○
大野中地区交通安全母の会	代表	推薦	○	○	○
大野中地区連合自主防災隊	代表	推薦	○	○	○
相模原消防団南方面隊第3分団	代表	推薦	○	○	○
大野中地区商店会	代表	推薦	○	○	○
大野中地区企業（大野台事業所協議会）	代表	推薦	○	○	○
大野中地区青少年指導員					
大野中公民館区	代表	輪番	●		
大沼公民館区				●	
大野台公民館区					●
大野中地区スポーツ推進委員					
大野中公民館区	代表	輪番		●	
大沼公民館区					●
大野台公民館区			●		
大野中地区小学校PTA					
大野小学校PTA	代表	輪番			
大沼小学校PTA			●		
大野台小学校PTA				●	
大野台中央小学校PTA					●
若松小学校PTA					
大野中地区中学校PTA					
大野台中学校PTA	代表	輪番	●		●
鵜野森中学校PTA				●	
大野中地区健康づくり普及員					
大野中公民館区	代表	輪番	●		
大沼公民館区				●	
大野台公民館区					●
大野中地区ボランティアグループ					
ボランティア-おおのなか	代表	輪番			●
ボランティア・ネットこもれび			●		
ボランティア華				●	
大野中地区地域包括支援センター					
大野中	代表	輪番			●
大沼			●		
大野台				●	

## 令和7年度 まちづくり会議日程表【委員用】

日付	時間	会場	会議	主な内容
令和7年 4月17日(木)	19時～	大野中公民館 大会議室	第1回 全体会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会のテーマの検討(決定)</li> <li>・懇談会のテーマに基づく検討(グループ討議)</li> </ul>
令和7年 6月12日(木)	19時～	大野中公民館 大会議室	第2回 全体会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会のテーマに基づく検討(全体討議①)</li> <li>・懇談会の役割の確認 など</li> </ul>
令和7年 9月11日(木)	19時～	大野中公民館 大会議室	第3回 全体会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会のテーマに基づく検討(全体討議②)</li> </ul>
令和7年 10月23日(木)	19時～	大野中公民館 大会議室	第4回 全体会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会のテーマに基づく検討(全体討議③)【予備】</li> </ul>
令和7年 第1候補：11月13日(木) 第2候補：11月11日(火)	18時～	大野中公民館 大会議室	大野中地区まちづくりを考える懇談会	懇談会開催
令和8年 2月5日(木)	19時～	大野中公民館 大会議室	第5回 全体会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度懇談会のテーマ検討 など</li> </ul>
令和8年 第3候補：2月5日(木)	18時～	大野中公民館 大会議室	大野中地区まちづくりを考える懇談会	懇談会開催 ※懇談会が11月13日又は11月11日に実施の場合、2月5日はまちづくり会議全体会として開催します。

★

★

※変更がある場合は、随時ご連絡いたします。



# 令和7年度 大野中地区まちづくりを考える懇談会

## テーマ検討資料

(役員案1) 学校と地域の連携・協働について

(役員案2) 防犯対策について

(その他、直近のご意見等)

- ・ひとり暮らし高齢者の孤独死の問題
- ・ごみ問題（集積所の設置手続き、戸別収集や有料化等）
- ・自治会加入促進について

## 大野中地区まちづくりを考える懇談会 テーマ一覧

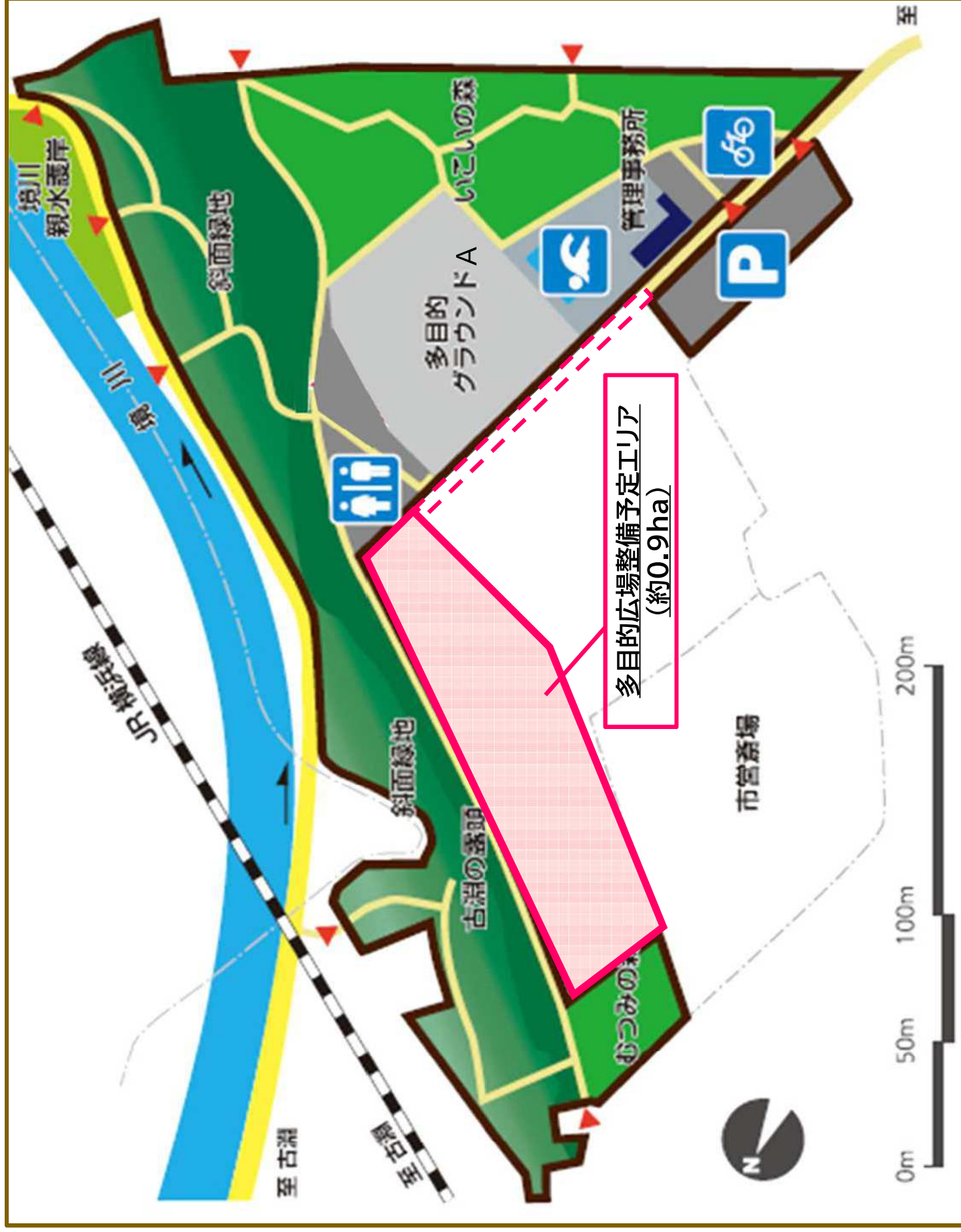
年 度	議 題
平成22年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東清掃事業所の跡地利用について</li> <li>2 大野台地区への交番設置について</li> <li>3 木もれびの森の保全と活用について</li> <li>4 大沼交差点拡幅部の早期使用について</li> </ol>
平成23年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「東清掃事業所の跡地利用について」</li> <li>2 「コミュニティバス又は乗合タクシーの導入について」</li> </ol>
平成24年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域防災「水害等危険地域の対策について」</li> <li>2 防犯・交通安全「さがみ縦貫道路の開通に伴うアクセス道路への影響と対策について」</li> </ol>
平成25年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域防災「地域防災体制の充実について その1「防災・減災対策について」」</li> <li>2 「地域防災体制の充実について その2「災害時の体制づくり」」</li> <li>3 「自然環境の保全、その他「木もれびの森の管理及び活用方策について」</li> </ol>
平成26年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「相模原市地域防災計画」の見直しについて</li> <li>2 「こどもの広場」や「ふれあい広場」の確保について</li> </ol>
平成27年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域活性化 「自治会活動の役割と高齢化の問題について」</li> <li>2 防犯・交通安全 「地域の防犯対策について」</li> <li>3 地域活性化 「畑地かんがい用水路について」</li> </ol>
平成28年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者の見守り・子育て環境「児童館・こどもの広場の整備と確保について」</li> </ol>
平成29年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 木もれびの森の保全と活用</li> <li>2 自主防災組織活動に対するの考えと支援について</li> </ol>
平成30年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の人と人が助け合える体制づくりについて</li> <li>2 大野中地区の交通安全対策について</li> </ol>
令和元年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次代を担う子どもの育成に係る環境の充実について</li> <li>2 災害に強いまちづくりについて</li> </ol>
令和2年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大野中地区の防犯について</li> </ol>
令和3年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旧東清掃事業所跡地の活用について → 中止（BCP） ※まちづくり会議から市長に要望書を提出</li> </ol>
令和4年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大野中地区の道路網の整備について</li> </ol>
令和5年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大野中地区の防災について</li> </ol>
令和6年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢化に伴う買い物支援と移動手段の確保について</li> </ol>

# (仮称) 古淵鵜野森公園多目的広場の 再整備に向けた取組について

令和6年11月11日（月）

公園課

# 1 古淵鵜野森公園の園内図と整備予定エリア



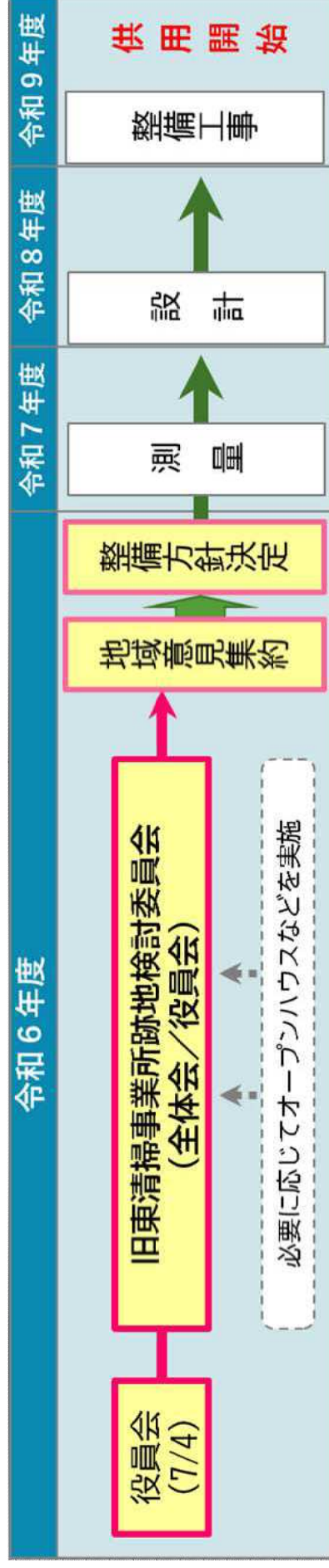
## 2 (仮称)古淵鵜野森公園多目的広場の再整備に向けた地域との意見交換について

多目的広場の再整備に向けて、「旧東清掃事業所跡地に係る地域住民検討委員会」の皆さんと多目的広場へ導入する機能やゾーニング、利用の考え方を検討するとともに、幅広くご意見を頂戴するため、必要に応じて、オープンハウス(※)などの実施を検討してまいります。

### 主な検討内容

- 多目的広場の機能に関すること      ➡ 地域団体の活動場所、防災機能 など
- 多目的広場のゾーニングに関すること      ➡ 動的なエリア・憩いのエリアの区分 など
- 多目的広場の利用に関すること      ➡ 利用方法、利用ルール など

### 検討スケジュール案



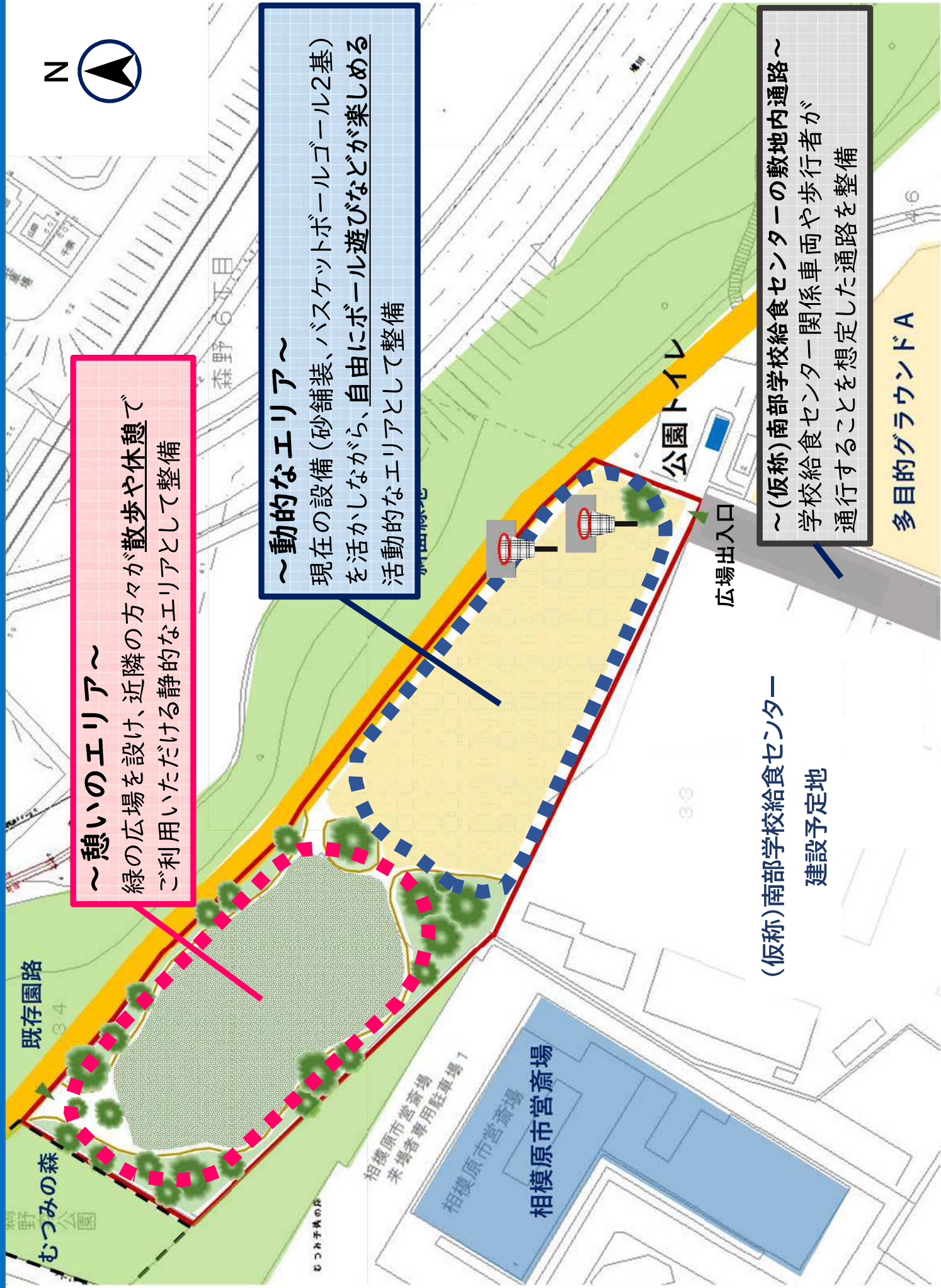
※オープンハウスとは

施設の再整備などに関するパネル展示を行い、市民の皆さんへ事業内容の説明を行いながら、その場で意見聴取を行う市民参加の手法です。



7月4日及び9月12日に地域住民検討委員会役員の皆さんから、広場再整備に関するご意見をいただきました。

# 3 (仮称)古淵鵜野森公園多目的広場再整備 平面イメージ図



～憩いのエリア～  
緑の広場を設け、近隣の方々が散歩や休憩でご利用いただける静的なエリアとして整備

～動的なエリア～  
現在の設備（砂舗装、バスケットボールゴール2基）を活かしながら、自由にボール遊びなどが楽しめる活動的なエリアとして整備

～(仮称)南部学校給食センターの敷地内通路～  
学校給食センター関係車両や歩行者が通行することを想定した通路を整備

(仮称)南部学校給食センター  
建設予定地

## 4 (仮称)古淵鵜野森公園多目的広場の再整備に関するご要望事項

令和6年7月4日に開催した旧東清掃事業所跡地に係る地域住民検討委員会役員会においていただいたご意見を基に作成しています。  
 なお、□は、令和5年3月10日に同委員会から市へ提出された要望書に記載のある事項です。

分類	ご要望事項	検討状況
全般的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが自由に使える広場にしたい。</li> <li>・設置物は最小限で良いと思っており、<u>オープンスペース</u>として活用したい。</li> <li>・<u>多額の費用を要する整備は求めない。</u></li> </ul>	<p>ボール遊びなどを想定した「動的なエリア」と、近隣の方々が散歩や休憩で利用できる「憩いのエリア」を設け、オープンスペースとしての活用を前提とした整備を行います。</p>
動的なエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが<u>ボール遊び</u>をできる広場が良い。</li> <li>・<u>〇〇専用</u>といった整備は望んでいない。</li> </ul>	<p>現在の多目的グラウンドBの場所を「動的なエリア」として整備します。                      外周には、子どもたちが自由にボール遊びができるよう防球ネットの設置を検討します。</p>
憩いのエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<span style="border: 2px dashed red; padding: 2px;">原っぱ、緑の広場が欲しい。</span></li> </ul>	<p>旧東清掃事業所処理棟が建設されている場所を緑が感じられる「憩いのエリア」として整備します。</p>
防災機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いくつかの防災機能が欲しい。</li> <li>・<span style="border: 2px dashed red; padding: 2px;">井戸水をトイレ用水などで活用したい。</span></li> <li>・むつみの森(古淵駅方面)側にもトイレがあると良い。</li> </ul>	<p>トイレの新設については、暫定広場に隣接した既存のトイレがあることに加え、上下水道の新たな敷設など、課題が多いことから、難しいものと考えています。                      災害時の井戸水の使用については、引き続き検討します。</p>
広場への導線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食センターとプールの間を通行できるようにしてほしい。</li> </ul>	<p>(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業の要求水準書において、学校給食センター関係車両や歩行者が通行することを想定した通路を整備することとしています。</p>

# 【参考】（仮称）古淵鵜野森公園多目的広場の再整備に関するオープンハウスについて

## ◎オープンハウス

施設の再整備などに関するパネル展示を行い、市民の皆さんへ事業内容の説明を行いながら、その場で意見聴取を行う市民参加の手法です。

多目的広場の再整備に向けて、令和6年12月に古淵鵜野森公園内でオープンハウスを実施予定です。

公園を利用されている方に対して、市職員から説明用パネル（①）を用いて事業概要の説明を行った後、意見聴取用パネル（②）を用いて、利用者のご意見をお伺いします。

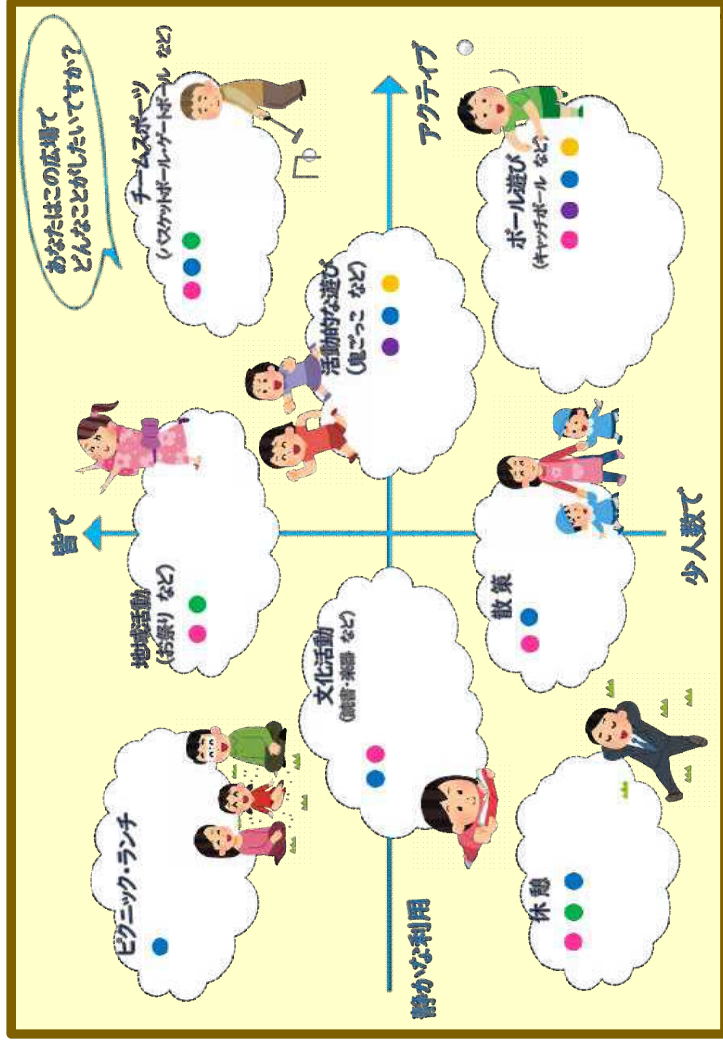
【オープンハウスの様子（鹿沼公園）】



## ① 説明用パネルのイメージ



## ② 意見聴取用パネルのイメージ





# 市営斎場長寿命化改修事業について

## 相模原市営斎場

平成4年10月の供用開始から31年が経過し、建物及び設備の老朽化が進んでいる。相模原市一般公共建築物長寿命化計画（R6.3月）に基づき、長寿命化改修を実施する予定。

### <改修内容>

- ▼長寿命化改修(建物)
- ▼火葬炉設備の入替
- ▼レイアウト変更による機能拡充

**改修後は、年間約10,000件の予約枠提供を目指す。**  
(現在は約8,300件の予約枠提供)

市営斎場は市内唯一の火葬場のため、

**改修期間中も斎場運営を継続することが必須。**

斎場準備室 令和6年11月11日



【構造等】  
鉄筋コンクリート造  
地上2階 地下1階建

【施設】  
火葬施設 火葬炉11基  
(人体炉10基、胎児炉1基)

葬祭施設 大式場1室・小式場1室  
霊安室 1室(保冷庫4基)  
駐車場 約140台

## 火葬場を運営しながら改修する際の課題

### 火葬を止められない

市内唯一の火葬場であるため、火葬業務を中止することはできない。  
主要設備である火葬炉を順次更新するため火葬棟横にある駐車場(50台分)には仮設棟(仮設火葬炉)を設置する改修案を検討している。

### 改修工程が複雑

斎場の長寿命化改修は施設を休止して改修する例が多い。市営斎場は運営を続けながらの改修となるため、極めて難易度が高い。

### 敷地内に「余裕」がない

仮設棟(仮設火葬炉)を敷地内の駐車場に設置するため、残されたスペースが小さい。工事に必要な資機材置場がない。

敷地境界



# 旧東清掃事業所跡地の一部を暫定的に活用

斎場準備室 令和6年11月11日

## 旧東清掃事業所の跡地活用方針 (令和4年12月)

- ① (仮称)南部学校給食センター整備用地として活用する。
- ② 市営斎場の緩衝緑地として、引き続き活用する。
- ③ 公共利用が図られるまでは、多目的広場として市民利用に供することを基本とする。
- ④ 市営斎場の長寿命化改修期間中、資機材置場、工事車両の駐車場、暫定的な利用者駐車場として活用したい。



# スケジュールのイメージ（予定）

斎場準備室 令和6年11月11日

年度	旧東清掃解体	①学校給食C	②緩衝緑地	③多目的広場	④土地	市営斎場改修
R6	先行工区	事業者選定・設計		導入機能やゾーニング、管理運営の検討		改修計画作成 事業手法検討
R7	先行工区 ⇓ 後続工区	設計・建設工事		事業実施の準備		改修期間に 向けた準備期間
R8	後続工区 ⇓ 解体完了	建設工事・ R8.12中に給 食提供開始	斎場△ 所管替え	多目的広場設計		事業者選定
R9				多目的広場 整備工事 ⇒供用開始		火葬炉工場製作
R10		給食提供			暫定利用	現場工事
R11						
R12						⇒改修完了

【備考】 ※あくまで、検討のためのイメージとして作成したものであり、決定したものではありません。  
 ※土壌調査の結果等により、スケジュールが変更となる可能性があります。

新たな学校給食センターの整備・運営事業に係る落札者の決定について

本市は、令和8年中の中学校給食の全員喫食の実現に向け、PFI方式により(仮称)南部学校給食センター及び(仮称)北部学校給食センターの整備、開業準備及び維持管理・運営を行う民間事業者を選定するため、総合評価一般競争入札の手続きを進めてきました。

当該入札について、それぞれ1グループから応募があり、学識経験者により構成する相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会(以下「選定委員会」)における審査を経て、次のとおり落札者を決定しましたのでお知らせします。

今後、落札者の構成企業が設立する特別目的会社との事業契約締結に向け、手続きを進めていきます。

1 落札者

落札者とした入札参加者の代表企業及びその他構成員は次のとおりです。

		(仮称)南部学校給食センター	(仮称)北部学校給食センター
代表企業		株式会社山路フードシステム	株式会社東洋食品
構成員		大日本土木株式会社 横浜営業所 株式会社マルゼン 株式会社ウイツコミュニティ 株式会社綜企画設計 横浜支店 株式会社日創設計 久野建設株式会社	株式会社楠山設計 東亜建設工業株式会社 横浜支店 株式会社中島建設 株式会社入江建設 タニコー株式会社 厚木営業所 株式会社オーエンス 横浜支店 相模ガス株式会社 NECキャピタルソリューション株式会社 神奈川支店
落札価格(税込)		16,614,695,835円	14,152,528,199円
総合評価点		740.00点/1,000点	856.25点/1,000点
参 考	施設位置	南区古淵5-33-1 ※東清掃事業所跡地	緑区大島1226 ※県立相模原総合高等学校跡地
	供給能力	約9,000食/日(17校)	約8,000食/日(10校)

## 2 選定委員会の評価の概要

### (1) (仮称)南部学校給食センター

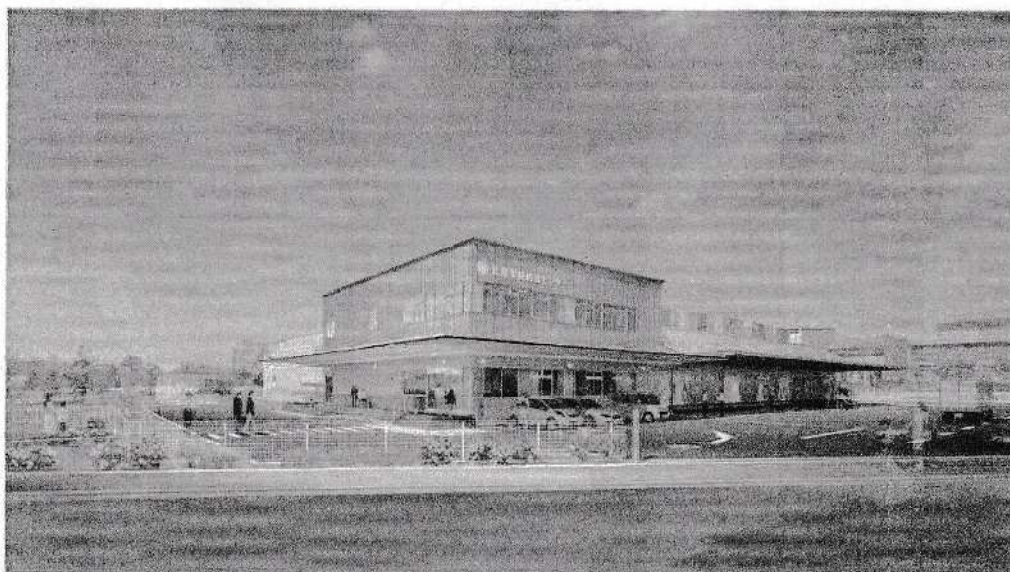
市内企業が中心となって地域の実情に合わせて取り組む体制やダイバーシティへの配慮等がなされた職場づくりが期待される点が評価されました。



《提案イメージパース》

### (2) (仮称)北部学校給食センター

実績から得た知見を活用した多くの具体的な提案がなされており、学校給食の安全安心のための業務品質の確保や安定的な事業運営が期待できる点が評価されました。



《提案イメージパース》

### 3 今後の予定

令和 6年10月上旬	基本協定締結
下旬	事業契約に係る仮契約締結
11月	市議会へ事業契約に係る議案提出
12月下旬	事業契約締結
12月下旬	) 学校給食センターの整備及び開業準備
令和 8年11月	
12月	中学校給食の全員喫食開始
12月	) 学校給食センターの維持管理・運営
令和23年 7月31日	

※ 審査講評、客観的評価等については、市ホームページで公表しています。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/1026602/kyouiku/1026614/1029505/index>



問合せ先  
教育局学校給食課  
直通電話 042-851-3236

# 令和7年度 地域活性化事業交付金 募集要領

## 1 地域活性化事業交付金の概要

### (1) 趣旨

地域活性化事業交付金とは、幅広い層の市民の参加及び協働による地域の活性化<sup>※</sup>を目指し、市民が自主的な課題解決に取り組む事業に対して交付される交付金です。

※地域の活性化：当交付金では、地域で展開される公共的な活動へ参加する団体や個人が増加し、各々のコミュニケーションが良好に取れている状態を指します。

### (2) 対象事業

本交付金は、市内22地区を単位に実施される各地区の活性化に資すると認められる次の事業に対して、交付します。

- |                                    |
|------------------------------------|
| 1 地域の防災・防犯に関する事業                   |
| 2 地域の保健・健康づくりの増進に関する事業             |
| 3 地域福祉の増進に関する事業                    |
| 4 産業や観光の振興に関する事業                   |
| 5 環境の保護・保全に関する事業                   |
| 6 青少年の健全育成に関する事業                   |
| 7 地域の文化・伝統の振興に関する事業                |
| 8 生涯学習に関する事業                       |
| 9 地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業          |
| 10 区が推進する重点事業                      |
| 11 その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業 |

特に各地区において課題となっている事項の解決に資すると認められる次のような視点を持つ事業については、優先的な交付対象事業として取り扱います。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自治会への加入促進</li><li>・ 地域における公共的な活動の担い手育成</li><li>・ 公共的な活動への参加者増加</li><li>・ 地域の公共的な活動団体間の連携強化</li><li>・ まちづくり会議が提示した地域課題の解決</li></ul> |
|--|

交付対象とならない事業については、次のとおりです。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業</li><li>・ 交付申請を行う年度において、相模原市が実施する他の補助制度等の対象となる事業</li><li>・ 政策提案又は講座等の開催を主たる目的とする事業</li><li>・ 調査、研究を主たる目的とする事業</li></ul> ただし、地域の活性化に資する事業に繋がる計画があるものを除く |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 第三者への事業促進を求める事業</li><li>・ 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないとする事業<br/>(物品調達のみが事業の目的として判断できるものなど)</li></ul>  |



### (3) 申請者の要件

交付金の申請者は、原則として交付金の趣旨に合致する事業を行う5人以上の構成員で組織される団体とします。ただし、次に掲げるものは、交付金の交付を受けることができません。

- ・相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- ・法人のうち、代表者又は役員のうち条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する者があるもの
- ・法人格を持たない団体のうち、代表者が暴力団員に該当するもの

### (4) 事業の実施期間

当該年度の事業実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月末とします。また、同一の事業に継続して交付する場合には、3年を限度とします。

### (5) 交付対象経費

交付金は、次の経費を交付対象とし、その交付率は10分の10以内とします。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 事業に要する消耗品費、郵便代等の通信費、印刷製本費等</li><li>2 事業を行う上で必要な食糧費（交付対象者の構成員に対するものを除く。）、備品購入費、施設使用料、備品借上料等</li><li>3 事業を行う上で必要な施設等の光熱水費等</li><li>4 事業を行う上で必要な委託費等</li><li>5 イベント等の開催時に掛ける保険料、警備費等</li><li>6 講演会等の講師に対する報償費</li><li>7 研修会の旅費等、研修に要する経費（交付対象者の構成員個人の資質向上に対するものを除く。）</li><li>8 その他事業遂行に必要な経費であって区長が必要と認めるもの</li></ol> |
|--|

※物品等で1物品1万円を超える財産にかかる経費の交付率は、対象経費の3分の2以内となります。（台帳の作成が必要。）

### (6) 交付金額

申請される事業について審査を行い、予算の範囲内で交付対象事業及び交付額を決定します。

## 2 申請

### (1) 事前相談

申請にあたっては、事前に事業を実施する地区のまちづくりセンターにご相談ください。

特に4月・5月に実施を予定する事業については、交付手続き上、早めのご相談をお願いします。

※具体的な相談先は、募集要領の最終ページをご覧ください。

### (2) 申請期間

令和7年4月1日から各地区で定める期間

### (3) 提出書類

- ①地域活性化事業交付金交付申請書（様式第1号） ②地域活性化事業計画書  
③収支予算書 ④団体概要調書 ⑤補助金等概要調書 ⑥団体構成員名簿

### (4) 交付申請書の提出方法及び提出先

直接又は郵送で事業を実施する地区のまちづくりセンターへご提出ください。

※具体的な提出先は、募集要領の最終ページをご覧ください。

## 3 審査

### (1) 審査方法

提出先のまちづくりセンターが審査基準に基づき審査します。

申請事業の審査にあたっては、各地区のまちづくり会議のご意見を伺います。

### (2) 審査基準

	項目	内容
1	事業目的や内容の公共性	・地域課題の解決や地域の活性化に資する事業か
2	事業内容の妥当性	・事業内容が現実性のあるものか ・事業計画のスキームが適切か ・事業収支が事業を遂行する上で適正か
3	団体の事業実施能力	・事業を実施する能力や主体性があるか
同一の事業で2年目・3年目となるものは上記のほか次の項目も加え、審査します。		
4	事業の継続性や発展性	・事業の継続性や発展性があるか ・これまでの取組みの成果が生かされているか
5	他の団体への影響	・他の団体へ活動を促すなど、良い波及効果を与えるような事業か

## 4 実績報告

事業終了後に、次の書類等を提出していただきます。

- ①地域活性化事業交付金実績報告書(第6号様式) ②収支決算書  
③補助事業等実績調書 ④対象経費に係る領収書等の写し  
⑤写真その他事業の実施について確認できる書類

## 5 報告会による報告

地域活性化事業交付金を活用して行った事業については、市民の方への事例紹介や他地区への情報提供を行うための報告会において、当該事業の報告をいただく場合があります。

## 6 評価の実施

事業終了後に、次年度の交付決定の参考とするため評価を行います。

所管地区と問合せ先一覧

区名	所管地区	所属名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
緑区	橋本地区	緑区役所橋本まちづくりセンター	〒252-5177	相模原市緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 5 階	042-703-0354	042-700-7002
	大沢地区	緑区役所大沢まちづくりセンター	〒252-0135	相模原市緑区大島 1776-5	042-761-2610	042-761-2617
	城山地区	緑区役所城山まちづくりセンター	〒252-5192	相模原市緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所本館 1 階	042-783-8117	042-782-1290
	津久井地区	緑区役所津久井まちづくりセンター	〒252-5172	相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所本館 3 階	042-780-1403	042-784-7474
	相模湖地区	緑区役所相模湖まちづくりセンター	〒252-5162	相模原市緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2 階	042-684-3213	042-684-3618
	藤野地区	緑区役所藤野まちづくりセンター	〒252-5152	相模原市緑区小淵 2000 藤野総合事務所 1 階	042-687-2119	042-687-4347
	小山、清新、横山、中央、 星が丘、光が丘地区	中央区役所中央6地区まちづくりセンター	〒252-5277	相模原市中央区中央 2-11-15 本館 1 階	042-707-7049	042-757-2941
	大野北地区	中央区役所大野北まちづくりセンター	〒252-0233	相模原市中央区鹿沼台 1-10-20	042-861-4512	042-755-6521
	田名地区	中央区役所田名まちづくりセンター	〒252-0244	相模原市中央区田名 4834	042-761-6570	042-762-8767
	上溝地区	中央区役所上溝まちづくりセンター	〒252-0243	相模原市中央区上溝 7-7-17	042-762-5626	042-761-1249
南区	大野中地区	南区役所大野中まちづくりセンター	〒252-0344	相模原市南区古淵 3-21-1	042-741-6695	042-746-1835
	大野南地区	南区役所大野南まちづくりセンター	〒252-0377	相模原市南区相模大野 5-31-1 南区合同庁舎 4 階	042-749-2217	042-749-2116
	麻溝地区	南区役所麻溝まちづくりセンター	〒252-0335	相模原市南区下溝 594-6	042-778-2381	042-778-2249
	新磯地区	南区役所新磯まちづくりセンター	〒252-0327	相模原市南区磯部 916-3	046-251-5242	046-254-0924
	相模台地区	南区役所相模台まちづくりセンター	〒252-0321	相模原市南区相模台 1-13-5	042-744-3148	042-744-3194
	相武台地区	南区役所相武台まちづくりセンター	〒252-0325	相模原市南区新磯野 4-1-3	046-254-3755	046-251-5362
	東林地区	南区役所東林まちづくりセンター	〒252-0312	相模原市南区相南 1-10-10	042-744-5187	042-744-5194

※制度の所管：市民局市民協働推進課（電話 042-769-8226）